

結核入院患者の治療状況報告書

年 月 日

岡山県知事 殿

報告者 医療機関名:

医師名:

感染症法第20条第4項の規定による、入院延長の診査にかかる菌検査結果及び治療状況等を報告します。

Table with patient information: 患者氏名, 生年月日, 年齢・性別, 患者住所, 入院期間, 次回延長, 病名, 合併症.

I 菌検査結果 ※検体種類は、次の番号を記入してください。①喀痰②咽頭粘液等③胃液④気管支洗浄液⑤穿刺液⑥膿・浸出液⑦尿⑧組織⑨( )

1 最近の所見

Table for recent findings with columns for specimen collection date (month, day) and rows for specimen type, smear result, culture result, and nucleic acid amplification.

2 同定検査(培養分離)結果 年 月 日(検体採取日) ・検査中 ・未実施

Table for identification results with rows for菌種類 (結核菌, 他抗酸菌) and検査方法 (核酸増幅法, キャピリアTB, DDH).

3 最終の薬剤感受性検査結果 年 月 日(検体採取日) ・検査中 ・未実施

Table for drug susceptibility results with rows for INH, SM, PZA, RFP, EB and columns for sensitivity/resistance.

II 結核治療状況

1 結核医療基準に基づく、標準的化学療法 ・2週間以上実施 ・2週間未満で実施中 ・標準外等

2 使用薬剤 ・INH ・RFP ・SM ・EB ・PZA ・RBT ・LVFX ・( )

※副作用等で、薬剤を中止・変更・追加・減感作療法等を行った場合は、ご記入ください。

III 画像所見

Table for chest X-ray findings including 胸部撮影画像略図, 学会分類 (r l b, I II III IV V, 1 2 3, H Pl Op), and 年 月 日撮影.

IV 呼吸器症状等の有無

・有 具体的な症状( ・咳 ・痰 ・発熱 ・ ) ・無

V 入院延長についての主治医の意見及び連絡事項

Blank box for the attending physician's opinion and contact information.

※次回診査会は、平成 年 月 日開催予定です。平成 年 月 日までに必ずご報告ください。 ※直近の胸部エックス線写真と胸部CT画像等を添付してください。 ※勧告(措置)入院・退院の要件(裏面のとお)

## ◆ 勧告（措置）入院・退院の要件

（厚生労働省健康局結核感染症課長通知より）

- (1) 当該感染症の症状が消失したことが確認されたとき、すなわち、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したときとする。

＜結核菌を含む痰の消失の確認方法＞

異なった日の喀痰の培養検査の結果が3回連続陰性であること。

ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることができるものとするが、この場合、核酸増幅法の検査が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査が陰性であれば、連続して3回陰性とみなす。

- (2) (1) の要件を満たさない場合は、以下の要件をすべて満たした場合に限り、退院することができるものとする。

- ア 2週間以上の標準的化学療法が実施され、咳、発熱、痰等の臨床症状が消失している。
- イ 2週間以上の標準的化学療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹検査又は培養検査の結果が連続して3回陰性である。（3回の組み合わせは問わない）
- ウ 患者が治療の継続及び感染拡大の防止の重要性を理解し、かつ、退院後の治療の継続及び他者への感染の防止が可能であると確認できている。

＜確認事項＞

### ①入院中からの服薬確認の実施

- ・患者は、疾患及び治療計画について説明を受けており、症状の消失後も一定期間服薬を継続する必要性を理解し、そのとおり実施する意志がある。
- ・患者の状況に応じた服薬確認が実施され、必要な抗結核薬を服用できている。
- ・服薬確認のための手帳等の利用ができている。

### ②服薬支援計画の策定

- ・患者の退院後の治療、服薬方法及び服薬中断リスクの検討に基づく服薬支援計画が策定されている。
- ・服薬中断時の患者及び支援者の対処方法が、具体的に決められている。

### ③退院後の居住環境

- ・患者が感染させる可能性及び患者が確実に服薬継続することの必要性を同居者等に説明し、理解が得られている。
- ・同居者等に免疫低下状態の者やBCG未接種の小児がいない。

### ④他者への感染の防止に関する理解

- ・患者は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の10(※)に定める感染の防止の必要な事項を把握し、そのとおり実施する意志がある。
- ・患者は症状出現時には速やかに医療機関を受診する必要性を理解し、その意志がある。

※

- 1 結核を感染させるおそれがある患者の居室の換気に注意すること
- 2 結核を感染させるおそれのある患者のつば及びたんは、布片又は紙片にとって捨てる等他者に感染させないように処理すること
- 3 結核を感染させるおそれのある患者は、せき又はくしゃみをするときは、布片又は紙片で口鼻を覆い、人と話をするときはマスクを掛けること。